

でんさいネット利用者情報・法人関係情報管理規則

相愛信用組合

(目 的)

第1条 この規則は、当組合が株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下、「でんさいネット」という。）に係る利用者情報および法人関係情報の管理に当たって遵守すべき基本的事項等を定めることにより、利用者情報および法人関係情報の適正な保護と利用を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において使用する用語は、電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、これらの関係法令等（主務大臣が定めるガイドライン等を含む。以下同じ。）、でんさいネットが定める業務規程および業務規程細則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 利用者情報 利用者（法人である利用者を含む。以下同じ。）または利用契約を解約しまたは解除された元利用者（以下「利用者等」と総称する。）に関する次に掲げるものをいう。

イ 当組合およびでんさいネットに提供された情報

ロ 債権記録

ハ 当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たってでんさいネットに提供された情報

ニ 支払不能情報

ホ でんさいネットが定める「インタフェース仕様書」における各通知

ヘ でんさい事故調査制度運営規則第 9 条に規定する資料

ト 当組合が利用者等からでんさいネットが定める業務規程第 57 条または第 59 条に基づく開示請求を受けた場合に、当該利用者等が開示の対象である情報を特定するために窓口金融機関を通じてでんさいネットに提供した情報

チ 苦情等対応規則に定める苦情等に関する情報

リ イからチまでに掲げるものの他、個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める個人情報

二 法人関係情報 金融商品取引業等に関する内閣府令第 1 条第 4 項第 14 号に定める情報をいう。

(情報の適切な管理)

第 3 条 当組合は、利用者情報および法人関係情報について、漏えい、盗用等が生じないように、本規則にもとづき適切に管理するものとする。本管理はでんさいネットとの間の参加金融機関業務委託契約を解除した後も同様とする。

(情報の適正な取得)

第 4 条 当組合役職員は、偽りその他不正の手段により利用者情報および法人関係情報を取得してはならない。

(情報の第三者提供)

第 5 条 当組合は、第 15 条第 1 号から第 4 号に規定する目的の遂行に当たって、でんさいネットまたは他の参加金融機関、他の利用者等の第三者（以下「第三者」という。）に利用者情報または法人関係情報を提供する場合は、当該利用者の同意を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、でんさいネットが定める業務規程等で認める場合を除き、支払不能情報を直接第三者（再委託先を除く）に提供してはならない。

(情報授受の範囲)

第 6 条 当組合は、第 15 条各号に規定する目的の遂行に当たって、でんさいネットまたは第三者との間で利用者情報または法人関係情報の授受を行う場合は、必要な範囲に限ってこれを行うとともに、利益相反またはビジネス上のコンフリクトが生じないように、適切に利用者情報および法人関係情報を取り扱うものとする。

(役職員の監督)

第 7 条 当組合において、利用者情報および法人関係情報を管理する統括部門は、

コンプライアンス管理室とする。

統括部門は、利用者情報および法人関係情報を役職員に対して、利用者情報および法人関係情報の安全管理を確保するために、必要かつ適切な監督を行うこととする。

(再委託先の監督)

第8条 当組合は、利用者情報および法人関係情報の取扱いの全部または一部を再委託する場合は、あらかじめでんさいネットに対し申請を行い、承諾を得るものとする。

その際には、再委託先を管理する当組合の部門を定め、再委託先に対して、利用者情報および法人関係情報へのアクセス権限を、委託業務の内容に応じて必要な範囲に限定することを求めることとする。

2 当組合は、再委託先における利用者情報および法人関係情報の安全管理が図られるよう、再委託先に対して、次に掲げる事項を含む必要かつ適切な監督を行うものとする。

一 再委託先における利用者情報および法人関係情報の管理状況等について定期的な報告の受領、必要に応じた資料の徴求、役職員への聞き取りその他必要な調査を行うこと

二 再委託先において漏えい事故等が発生した場合、再委託先において適切な対応がなされ、かつ速やかに委託元である当組合に報告される体制になっていることを確認すること

三 再委託先において、利用者情報および法人関係情報へのアクセス権限が付与される役職員およびその権限の範囲が特定されていることを確認すること

四 再委託先において定期的または随時に、アクセス権限の利用状況の確認(権限が付与された本人と実際の利用者との突合を含む)が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認すること

3 当組合は、でんさいネットの要求があった場合には、前項第1号の調査結果その他再委託先の監督に係る資料をでんさいネットに提出するものとする。

4 当組合は、再委託先に対して、でんさいネットが直接再委託先を監督する場

合には、これに協力するものとする。

(取扱基準の策定)

第9条 当組合は、利用者情報および法人関係情報の管理について、具体的な取扱基準を定めたうえで、役職員にこれを周知徹底するものとする。

2 前項の取扱基準の策定に当たっては、特に利用者情報および法人関係情報の第三者への伝達について、コンプライアンスおよび利用者のレピュテーションに与える影響の観点から検討を行うものとする。

(安全管理措置)

第10条 当組合は、次に掲げる措置を含む安全管理措置を講じるとともに、利用者情報および法人関係情報の安全管理が適切に行われているか検証するものとする。

一 アクセス権限を、当組合業務の内容に応じて必要な範囲に限定する措置

二 アクセス権限を付与された役職員以外が当該アクセス権限を使用することの防止等、利用者情報および法人関係情報へのアクセス管理に係る措置

三 内部関係者による利用者情報および法人関係情報の持ち出し防止に係る措置

四 外部からの不正アクセスの防御等、利用者情報および法人関係情報の管理システムの堅牢化に係る措置

五 営業所の統廃合を行う場合における利用者情報および法人関係情報の漏えい等防止に係る措置

2 当組合は、役職員へのアクセス権限の付与に当たって、特定の役職員に権限が集中しないよう配慮するとともに、幅広い権限を有する役職員の管理およびけん制の強化を図る等、利用者情報および法人関係情報を利用した不正行為を防止するための適切な措置を講じるものとする。

3 当組合は、アクセス権限を付与した役職員およびその権限の範囲を特定するとともに、でんさいネットの求めがあった場合は、これを報告するものとする。

4 当組合は、定期的または随時に、アクセス権限の利用状況の確認（権限が付

与された本人と実際の利用者との突合を含む。)を行う等、アクセス管理を徹底するための態勢を整備するものとする。

(漏えい事案等に対応する体制の整備)

第 11 条 当組合は、次に掲げる利用者情報および法人関係情報の漏えい事案等に対応する体制を整備するものとする。

一 対応部署

コンプライアンス管理室とする。

二 漏えい事案等の影響・原因等に関する調査体制

コンプライアンス管理室は漏洩の発生、または可能性を知ったときは、その情報について、直ちに調査する（漏洩情報の範囲、日時、経緯・原因等）。

三 再発防止策および事後対策の検討体制

コンプライアンス管理室は事故再発防止策等を検討し、理事長に報告し、承認を受けた後、全役職員に周知する。

四 自社内外への報告体制

でんさいネット、金融庁等へ報告を行う。

五 必要に応じた迅速かつ適切な公表体制

漏洩した情報に係る利用者等に対し、漏洩の事実、調査結果、その他二次被害や再発の防止策等について説明を行う。

2 当組合は、利用者情報または法人関係情報の漏えい事案等が発生した場合は、次に掲げる事項を含む適切な対応を行うものとする。

一 コンプライアンス管理室への報告、およびでんさいネット業務管理課へのインフォシェアドによる速やかな報告

二 漏えい等の対象となった利用者等への説明

三 二次被害の防止・類似事案の発生回避等の観点からの必要に応じた漏えい事案等の原因分析および再発防止策の検討

3 当組合は、利用者情報または法人関係情報の漏えい事案等の発生が判明した場合、前項第 1 号にもとづき、次に掲げる事項をでんさいネットの業務管理課に報告するものとする。

- 一 漏えい事案等が発生および発覚した日
 - 二 漏えい事案等が生じた情報の内容
 - 三 漏えい事案等の概要
 - 四 その他でんさいネットが必要と認める事項
- 4 当組合は、利用者情報または法人関係情報の漏えい事案等の発生が判明した場合、当該漏えい事案等の発生原因の分析、再発防止策の策定および実施等を行ったときには、でんさいネットに対し、その旨報告するものとする。

(苦情処理)

第 12 条 当組合は、利用者情報および法人関係情報の取扱いに関する苦情について、でんさいネットが定める苦情等対応規則に定める方法に従い、適切かつ迅速に処理するものとする。

(監査の実施)

第 13 条 当組合は、利用者情報および法人関係情報の管理の状況について、監査室による監査を実施するものとする。

2 当組合は、前項の監査に従事する役職員に対し、研修等を適宜実施するものとする。

(でんさいネットの調査に対する協力義務)

第 14 条 当組合は、当組合における利用者情報および法人関係情報の管理状況等について、でんさいネットが定期的な報告が求められた場合、あるいは必要に応じた資料の徴求、役職員への聞き取り、その他必要な調査を求められた場合は、遅滞なくこれに協力するものとする。

(利用者情報の利用の制限)

第 15 条 当組合は、次の各号に掲げる目的以外で利用者情報を利用しないものとする。

- 一 参加金融機関業務を実施するため
- 二 電子記録債権の円滑な流通の確保のため

三 当組合の与信取引上の判断のため

四 その他当組合が定める目的のため

- 2 当組合は、前項の規定にかかわらず、利用者情報のうち支払不能情報を前項第1号から第3号までに定める目的以外で利用しないものとする。
- 3 当組合は、第1項第4号の目的を定める場合には、利用者に公表するものとする。
- 4 第1項第4号の目的のために利用できる利用者情報は、当組合の利用者等に関するものに限るものとする。

(個人情報の管理)

- 第16条 当組合は、利用者情報における個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の定めに従うとともに、適切な個人情報の取扱いを確保するため、金融庁「金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン」（以下「個人情報保護ガイドライン」という。）第10条および第11条ならびに金融庁「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（以下「実務指針」という。）ⅠおよびⅡの規定にもとづく措置を講じるものとする。
- 2 当組合は、個人情報保護ガイドライン第6条第1項に規定する機微（センシティブ）情報を、同条項各号に列挙する場合を除き、取得、利用または第三者に提供しないものとする。また、機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報の取扱いに当たっては、実務指針別添2に規定するすべての措置を講じるものとする。

(安全管理措置)

- 第17条 当組合は、適切な支払不能情報の取扱いを確保するため、個人情報保護ガイドライン第10条および実務指針Ⅰの規定にもとづく措置と同等の安全管理措置を講じるものとする。

(役職員の監督)

- 第18条 当組合は、役職員に支払不能情報を取り扱わせるに当たっては、当該

支払不能情報の安全管理が図られるよう、個人情報保護ガイドライン第 11 条および実務指針Ⅱに定める方法と同等の方法に従い、当該役職員に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(利用者等からの支払不能情報の照会)

第 19 条 当組合は、利用者等から、当該利用者等に係る支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容について照会を受けた場合は、でんさいネットが定める業務規程、業務規程細則および支払不能処分制度運営規則の定めに従い、でんさいネットにこれを取り次ぐものとする。

(訂正等)

第 20 条 当組合は、債務者から、当該債務者に係る支払不能情報の内容が虚偽であることを理由として、支払不能情報の訂正もしくは削除の申出があった場合には、でんさいネットが別途定める手続を行うものとする。

2 当組合は、前項の申出を受けて、でんさいネットが当組合に対して調査依頼を行った場合には、速やかに調査を行い、その結果をでんさいネットに報告する。

(管理部門の明確化)

第 21 条 当組合の法人関係情報を統括して管理する部門（以下「管理部門」という。）はコンプライアンス管理室とする。

(社内規則の制定等)

第 22 条 当組合は、法人関係情報を利用した不公正取引が行われないよう、次に掲げる事項について規定した規則を定めるものとし、必要に応じて改正するものとする。

- 一 法人関係情報を取得した際の手続に関する事項
- 二 法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項
- 三 管理部門の明確化およびその情報管理手続に関する事項
- 四 法人関係情報の伝達手続に関する事項

五 法人関係情報の消滅または抹消手続に関する事項

六 禁止行為に関する事項

七 その他各当組合が必要と認める事項

- 2 当組合は、前項第1号の事項に係る規定として、役職員が法人関係情報を取得した場合は直ちに管理部門に報告させる旨を定めるものとする。
- 3 当組合は、第1項第6号の事項に係る規定として、法人関係情報を入手しうる立場にある役職員が、当該法人関係情報に関連する特定有価証券等の売買その他の取引等を行った場合には、管理部門への報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するための適切な措置を定めるものとする。

(情報の管理)

- 第23条 当組合は、法人関係情報を業務上不必要な部門に伝わらないよう管理するものとする。
- 2 当組合は、法人関係情報が記載された書類および法人関係情報に該当するおそれのある情報を記載した書類について他の部門から隔離して管理する等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理するものとする。
 - 3 当組合は、法人関係情報が記録された電子ファイルおよび法人関係情報に該当するおそれのある情報を記録した電子ファイルについて容易に閲覧できない方法をとる等、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないよう管理するものとする。

(法令等遵守に向けた取り組み)

- 第24条 当組合は、参加金融機関業務を行い、法人関係情報を入手しうる立場にある役職員が当該法人関係情報に関連する特定有価証券等の売買その他の取引等を行った場合には、管理部門への報告を義務付ける等、不公正な取引を防止するために、関係法令や社内規則の周知徹底等、法令等遵守に向けた取り組みを行うものとする。

以 上